

〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(7)

小井土 守敏・笥 さくら・嶋村 健児
 一 大妻女子大学文学部日本文学科・二 松嶺舎大学大学院文学研究科国文学専攻

キーワード：平家物語評判、注釈、翻刻

抄録

『平家物語評判秘伝抄』全十二巻、二十四冊のうち、第十三冊「巻第七之上」及び第十四冊「巻第七之下」を翻刻紹介する。本稿は、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(6)」(人間生活文化研究No.34、二〇二四)の続編である。『平家物語評判秘伝抄』は、江戸時代における『平家物語』研究の実態を知るうえで重要な作品であり、近時、東北大学附属図書館狩野文庫蔵本を底本とした翻刻本文が公刊された。ただし、本稿とは翻刻の方針に多少の相違もあり、オンラインジャーナルにおけるデータによるテキストの公開を目的として、その本文の翻刻紹介を行う。『平家物語評判秘伝抄』研究、ひいては、近世期における「注釈」の研究に資するものである。

一 はじめに

架蔵の『平家物語評判秘伝抄』を翻刻紹介する。本書については、「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(1)」(人間生活文化研究No.32、二〇二二)の「略解題」、および「〈翻刻〉『平家物語評判秘伝抄』(2)」(人間生活文化研究No.33、二〇二三)の「注一」を参照されたい。

とする。

1. 底本の表記を、ふりがなを含めて、現行の仮名、漢字に改める。漢字について、現行の漢字に置換可能なものは、一般的な漢字に置き換えている。

2. 底本には、現在の句読点にあたる印(小さなマル)が付されているので、それらを語法や文脈により、適宜「、」「や」「。」に読み替えている。

3. 底本には、熟語の間に音読符(中央に縦棒)や訓読符(左寄せの縦棒)が付されているが、これを省略する。また、一部の

二 凡例

本稿では、『平家物語評判秘伝抄』の第十三冊「巻第七之上」及び第十四冊「巻第七之下」を翻刻する。翻刻に際して、以下の方針を

漢字に濁音で読むこと示すための濁点が付されているが、これも省略する。

4・底本には、まれに書き入れが見られるが、本稿においては採用しない。

5・行頭の文字下げや、内容による意図的な改行等の体裁は、底本に做つたが、配字配行までは底本のままではない。

6・丁変わりの表示は、底本の柱に摺られた丁数を用いている。

ウェブ上で公開されている画像データとの照合に利するためである。なお、冊によつては、特に目録について、丁表示が空白の場合もあるが、そのままとする。

7・底本が虫損等により判読困難である場合、国文学研究資料館の日本古籍籍総合目録データベースに公開されている同版の画像を参照する。

8・翻刻にあたり、森田貴之・樋口千紘・畠中愛美編著『平家物語評判書集成』（汲古書院、二〇二四年二月）を参照させていただいた。

三 翻刻

平家物かたり評判 卷十三

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第七之上目録

北国下向

竹生寫詣

火燧合戦

木曾願書

(目録才)

平家物語評判秘伝抄卷第七之上

(白)

(目録ウ)

北国下向

寿永二年三月上旬に、木曾冠者義仲、兵衛佐頼朝不快の事有けり。去程に鎌倉の前兵衛佐頼朝、木曾追討の爲にとて、其勢十万余騎にて信濃国へ発向す。木曾はその比依田の城に有けるが、其皆三千余騎にて城を出て、信濃と越後の境なる、熊坂山に陣をとる。頼朝も同国の善光寺に著給ふ。木曾殿、今井四郎兼平を使者にて、意趣無旨を申つかはされ、和睦有ける事(二才)

評日、両虎相戦て勞るゝ時は、狗犬も是を犯す物也。然に此兩人、平家の大敵をもちながら、源氏友あらしむ有る事、是詮なき事にあらずや。然といへども頼朝の兵法必謀をもつて先とし、戦事を後にする大将なれば、強に此たび、義仲と合戦を好み給ふには有べからず。兵法曰、近きをすてて遠きを計者は勞して功なく、遠きをすてゝ近きを計ものは佚して終有といへば、是先近きをはかるべき道理也。如何となれば、其比木曾、頼朝と威勢を争給ふ事(一ウ)有。義仲は、関より東の大将は我なるべき事をはかり、頼朝は、関より東の大将は頼朝成べき事を計給へり。されども頼朝は智徳、義仲に勝給ふによつて、良もすれば関より東の武士、頼朝にのみ心をあはせん事を欲す。故に義仲是をうとみ、いかにもして頼朝を亡さん事をたくみ給へり。然共頼朝の威勢日々に強し。此故に頼朝時の強弱を察し給ひ、今義仲の勢我に劣時なれば、其弱き費に乗て、是を随んとはし給へり。若此時に義仲を取したがへ(二才)ざるものならば、天下の武士、義仲に従付べき事を疑給ひて、此兵を出させ給ふと見えたり。されば此時義仲

一人を随給ふ時は、東国北国の武士の氣をとりひしぐ心得有。故に太公曰、兩葉の時にかり捨ざる草木は、必後には斧を用て力を尽と云り。故に敵に利を与る事有時は、是をなづけ、親て、したがつぶべきが為也。或又彼に一往利を得せしめて、おもふ処へ引受、とりひしぐべきが為也。又敵の利をうばふ事有時は、是又其勢を長ぜしめざらんが為也。故に今義仲をとりひしぐべき時に當り。二ウ然ども義仲此時、依田の城を出て、熊坂山に陣をとる事法に叶へり。頼朝は大軍、義仲は小勢也。小勢をもつて大勢に敵する時は、必險阻によつて戦べし。是義仲城を出たれども、よく城を用る者とすべし。されども義仲の智徳、頼朝に同かるべからず。所以に義仲、頼朝に動られ給ふ事は、百目をもつて五十目を挙るがごとし。兵法曰、主たれか道有將たれか能有、兵衆いづれか強と云り。今頼朝と、義仲とたれか道徳有。諸將と諸將、いづれか重き。時と時いづれか宜き。此所にて三才勝負をかんがへ給へ。未戦はずといへども義仲の利有事かたし。故後世の人主、此所に心を付て、兵道の本元をさととり給へ。木曾、乳母子の今井四郎兼平を使者にて、頼朝のもとへ遣す。抑御辺は東八ヶ国を打したがへ、東海道より攻上り、平家を追落さんとはし給ふ也。義仲は東仙北陸両道うちしたがへて、北陸道より攻上り、今日も先に平家を亡さんとする事てこそ候へ。いかなる子細有てか、御辺と義仲中をたがふて、平家にわらはれんと思べき。但伯父藏人殿こそ御辺を恨奉る事有とて、三ウ義仲がもとへおはしつるを、義仲さへすげなふ応答持成申さん事、いかんぞや候へば、是までは打つれ申したれ。義仲においては、全意趣おもひ奉らすと云つかはされし事

評曰、兵法に云らく、敵強は降れと云り。今義仲弱勢にして、頼朝強勢也。實に是くだるべきの時也。然といへども義仲兼てよく時の強弱を知給ふ時は、謀をめぐらし、頼朝をすかし給ひて、其權威を長じ給ふべけれども、是智の足らざるが故也。此時止事なくして、降給ふによつて、一旦の害四才をまぬかるるといへども、却て其權威を失給ふもの也。頼朝へ云つかはされたる口上に、非言有といへども、是は此時難を避んがために、云遣はされたる事なれば、非言たるは必定也。故に審に評じがたし。中にも十郎藏人殿こそ御辺を恨る事有とて、義仲を頼来給へば、すげなふあしらひがたくして、是迄打つれ申したりと宣事宜しからず。譬伯父といへばとて、正しく我に意根有人と一味して、出戦をかまへなば、如何ぞ頼朝、義仲共に敵とおもひ給四ウはざるべけんや。其上、藏人殿こそ意趣おはすれ、義仲においては、全意趣思ひ奉らずと申さるゝ事、計謀とは申ながら、智義なき云分たるべし。頼朝と義仲が中違て、平家にわらはれんと思ふべきぞと申さるゝ事、是実によく敵をすかすべき云分なれども、頼朝に向ては、事あさま成べし。故に警を用るの道、先能敵をしらざる時は用事かたし。己を明なりとし、敵を愚なりとする者の策は、其敵愚にあらざる時、必却て我害と成べし。敵明なる時五才は、吾愚なる事を用て、其敵の明なるを味すべし。されども我能、敵の明なる事を知事、敵より明なるが故也。故に我愚なる事をしめして、心利有。吾敵より愚にして、愚を用る時は、是己を害する也。故に能敵を知道を学するを計謀の本元とす。太公曰、其外を見、又内を見る時は乃其意を知る。必其疎を見、又其親を見る時は、乃其情を知る。其道を行て道を致すべ

し。其門に從ば門を入つべしと云り。此心は、能敵の至情を悟て、其好所によつて是を（五ウ）謀べしと也。人、眼に惑者多しといへども必五種の品有。或は美女美男を好は、其心姪乱の情深ければ也。或は殿屋台榭を好者は現世の名聞を好で、其驕をなす事速也。或は閑所若水を好者は、世を悔、述懐をいだく事深ければ也。或は田楽をこのむ者は心中不実にして、労気をなやむによつて也。或は書画をみる事を好者は、其智たくみなるをたのしむが故也。所以に、眼耳鼻舌身の五道によつて、五々二十五の通道有。是併、小人愚者の知道にあらず。甚深微妙（六才）の大元也。小人此故を知らずして、妄に此文にかゝはり、己暗して人のみ見んとほつする時は老犬の虎をあまなひ、労鼠の猫を誑さんと欲るがごとし。却て其身の禍を受べし。されば人、かゝる大謀有事を知らずして、己暗してたゞ人を是非す。故に此道秘すべき道にあらずや。相通神妙の事、小人を恐て此に記さず。頼朝、義仲の使に対して、今こそさやうに宣ふとも、正く頼朝を討べきよし、謀叛の企有と告知らする者有とて、許容なかりし事（六ウ）

評曰、兵法曰、其利によつて是を制すと云り。此時軽く許容有ときは、必頼朝の威かるかるべし。是其利に乗じて勢を呑べき時也。其上義仲の謀有も亦決しがたし。惣而軍のならひ、かやうの時に、大将卒尔に許容の気色を顕さぬもの也。如何となれば、士卒其過をみる時は、必心緩かせに成て、守を怠、備調らぬもの也。故に心有敵は、吾弱時はかくのごとくに降参の使を遣し、大将士卒に至る迄、敵の気を怠しめて、其使のあとにつゞいて、軍をすゝめて、十死一生の合戦（七才）をなす時は、必大きな害を

うくへし。此故に大将縦心中には許容するとも、外に其色を顕す事なけれ。たとひ一旦敵降参する事必定也と云とも、敵の重き処の質をとらざる内は、必其心を緩す事なけれ。後漢建安二年に、曹操、張緝を討て、既に是を降参せしむ。張緝、曹操が軍をみるに、諸士安怠に居て列を乱。未質をわたさざるに、又敵の敗べきをみる故に、又謀叛して、曹操が軍を撃て、其長吏を殺し、曹操ともに疵を蒙て敗軍せり。故に降参の（七ウ）使者来るとも、其後に敵軍の至るべき事を計て、備をかためて是を守る時は、必あやまち有べからず。故に頼朝許容なき事法に叶ふ物也。義仲、清水の冠者を、人質として頼朝へ出さるゝ事、尤敵をすかし難を避んには宣しかるべし。譬軍中にて、親を忘子を志るゝは、是天下万民のため成べし。此時強勢の頼朝と戦て益なし。又平家の不道を罰せずして、源氏の友軍をすべきにあらず。然ば頼朝と和睦有事、是義仲の恥辱にはあらず。昔（八才）秦かたふきける時、漢高祖項羽に約して、しんに入事先たらん者を主たらしめんと、堅約をなし、神文を誓て秦を責。時に漢高祖項羽に先立て、秦に入事三月なりといへども、項羽が兵勢強きによつて、威を恣にふるまひ、忽に約を変ず。然共高祖時を得ざる事を知て、項羽と君臣の礼を尽、一旦先したがつて、終に項羽を亡す。故今義仲の心中決しがたし。此時は定て義仲、頼朝へ二心なき事秘定たるべけれども、都へのぼり平家を（八ウ）ほろぼされ、賞禄を得給ふ時は、今の心にて有べからず。始より頼朝の慮、悉理に叶へり。故に此所に向て、能勝負の本来を見給へ。心と心との合戦、智と智との計謀有。惣して軍の勝負、世の衰乱、家の生滅、此心智の処に明なれども、愚者是をさとらず。既形に

顛たる時、漸是を見故に、俄の様に事を思ひて、顛倒迷妄するもの也。兵法曰、千里を隔て敵陣を知ると云り

伝曰、寿永二年正月十五日に、頼朝鶴岡八幡(九才)宮へ参詣まし、還御の砌に、北条館へ入らせ給ひ、土肥次郎実平、北条時政、以上三人、軍用の評談おはしましける時、頼朝宣ひけるは、先今年是春の間に、木曾義仲を討べしとおもふはいかにと仰られたりければ、実平暫思案して申上げるは、義仲を亡さるべき事、尤安しといへども、義仲の兵数、銳士三千には近く候べし、殊に北国は、山けはしくして、地難所多し、急に戦を決せば、人多亡べく候、若又ながく軍を張時は、平家其費を窺候べし、但又、平家を(九ウ)亡され候はんも安しといへども、東国未静ならず、故先今年北国に軍をいださるべし、其心全戦を思召事なく、只義仲の威勢を呑べき謀をめぐらされ、和睦を入れて人質を出すごとくに謀、さて其次に先義仲を以平家のあらぎりをなさしめ給、其費に乗じて兵を登せられ候はゞ、鬪龍劣にのるにこう候べけれ、必爰に実否を決せらるべく候らはんやと申上たりければ、頼朝感涙を御袖にて押させ給ひ、神なる哉実平、吾を助る人也と仰られ、即御(十才)劍を給ると云り。是をもつてみるに、いま義仲との計略、其始終よく相通せり。兵法曰、善兵を用るものは、よく当変を察して、事理に通ずと云り。

平氏大将、先木曾を討て、後、頼朝を討べしとの、軍評議せられける事。

評曰、凡軍のならひ、先末をとる事其時有。本を制する事其時有。譬その身小勢にして、敵大軍なれども、今敵陣政道正しかしざるが故に、天下の人心中に疎する時には、先其敵の本に向事なかれ。

是先末(十ウ)を討べき時也。是其心先勝安きに勝時は、武威四海にふるふ。此時本に向ふ時は、敵大軍なるによつて、勝事たやすからず。又我大軍にして、敵所々に兵を挙る時は、先其内にて、其棟梁たるべき敵を責へし。そのもとをくぢくときは、其末勢力を失ふて、戦ずして降る者也。然に今平家大軍也。源氏小勢也。

然らば義仲より頼朝を本とすべき歟。しかれども敵の遠近をいふ時は、尤義仲を近しとすべし。近きを捨遠きを制せん事尤叶がたし。され共(十一才)北国は、道難所なれば、大軍をおしむけて利を得がたし。故にいかにもよく味方を治て、近江国に伏兵を多した、め、或は降参和睦の兵を用意して、源氏に出し、近江へ敵を引出して、取つゝみ討べき計をもつてなすべき事也。心得しらざる遠国といひ、又難所へ大軍を遣す事、是皆愚将の故也。縦平家かやうの謀を思ひ出すと云共、其謀士として遣すべき者有べからず。故に平生徳をもつて人をしたがへざる時は、何事も叶はざるもの也。其上頼朝もはや(十一ウ)(二)此時平家より威勢強し。兵法曰、五なる時は是を責と云て、敵に兵数も威徳も五倍あらざる時は、必攻るの災たり。然ども亦、頼朝出て、此時平家を攻る事も叶べからず。故に此時は互にいとみ守て、己に勝の道を専とすべし。己に勝の道を計者は、たゞ己が邪義をあらたむ上一人の邪を恣にする時は、下万人の困窮を長ず。三略曰、一を利し、百を害すれば、民城郭を去、一を利し、万害すれば国乃散ぜん事を思ふ、一を去、百を利すれば人乃沢を慕、(十二才)一を去、万を利すれば、政乃乱ずと云り。故大将一人の心を正して、其身一人の安を好まざる時は、下悉安し。又太公曰、其親を疎する事なければ其衆怠事なし、その左右

を撫、其四旁を御し、人に国の柄をかす事なかれと云り。故に源平共に今此心を守て、又計策をめぐらすべき時也。然るに頼朝、よく此心を守。平家弥此理に背。如何ぞ共に其ほこを争べけんや。是又いまだ戦ざるといへども、勝負明にあらはるゝ道にあらざるや。(十二ウ)

平家の人々片道を給りけるとて、相坂より始て、路次にもてあふ権門勢家の正税官物をも恐ず、一々に皆奪取、或は在々所々の道の辺を次第に追捕して通りければ、人民こらへずして山野に皆逃散する事、実に評するに足らざる事也。凡国をへだて兵を出す事、我に勝事有て必是を出す者也。譬敵乱を起す時は、其近国の人民是をうとんじ、早く退治有べきの忠進しげく、近国の兵士矢をつかね、銚をみがき、糧を畜て、是(十三才)待むかふる時に、將軍礼義を正しうして、道々の人民をなつけ、人の心をとるかたふけ、兵を押し行時は、日々に兵かさなり、其威勢弥強く成時は、戦はざる先に必勝を得もの也。然に平家の人々敵にだに行逢ぬれば、軍は必勝とのみ心得給ふ事愚と云に足らず。行に随て兵減じ、諸人にうとんぜらるゝ行軍の法、是必戦はざる先に負べきしるしたり。兵法曰、千里に兵を出す時は、天の時を察し、地の利を勘へ、兵具糧食の運送を計、敵の謀を悟て、(十三ウ)進時は勝全と云り。然に今平家の行軍悉これ法に背り。然らば必是又敗軍のしるしにあらざるや

主上平家の大將軍に片道を与える事

評曰、上古には天下王制に随が故に、背処の者には、天子より宣旨を給て、向て是を退治す。昔日城、磐余尊の御宇に、紀州名草の郡に奇異の蜘蛛生じて、多の人民を害す。是によつて官軍

を下されて是を退治す。是は世の逆悪を制し給ふが故に、天下の人民是を悦によつて、行軍を(十四才)貴敬し奉る。それより以来朝敵退治の將軍、悪右衛門のかみに至る迄、凡二十余ケ度たり。中にも人皇五十代桓武天皇の御宇、延暦十四年、東夷追討の為に、田村丸をもつて征夷將軍に任ぜらる。或は承平五年、上総高望が孫、前將軍平良茂が子、將門と云者、逆威を振て関東に下り、下総国相馬の郡に新都を立て、自平親王と号して、百官を召つかひ、天下王道をやぶらんとほつす。是によつて参議民部卿兼右衛門のかみ藤原忠文朝臣を、征夷大将(十四ウ)軍と任ぜられて、官軍をくだされ、沓の東国に赴かしむるといへども、是又天下に憎む処の者を罰せしめ給ふ故に、道路の人民天役をうとんぜず、然ども將軍の威嚴を長ぜしめんが為に、官位節刀片道を給りたり。是全人民の家財を追捕する事にあらず。然るに此時に當て王威すたれて、武威盛になり、王命上古の例に同じからざる時也。故に片道を与える事時の理に叶べからず。又平氏徳義備て、源氏不義をもつて逆威をふるふ時は、縦王命(十五才)輕しと云とも、天道時に応ずべし。然に平家不義を事とし、今却て天の責を受べき時也。然るに此時片道を与える事、是理に當らず。故に後世の主將、天の時、地の利、人の和を察して、官禄刑罰を用給ふべし。全古の名にかゝはり、形をとつて事を用るとも、時世の風俗に應ぜざる時は、必其害有べき者也。此故に今平家に片道を与える事道に當らざる事を悟給へ。法眼伝曰、軍を進て、必敵に勝べきの法、第一に我軍を治め、第二に敵陣の虚実(十五ウ)を知て、我進で、勝べきの利明なる時は、速に兵を出してたゝかへ、必勝すと云事なしと云り。是実に兵法曰、勝べか

らざる事をなして、敵の勝べきを待と云本文に相叶へり。此故に兵道を学する者、必勝事を先とすべからず。負ざる道を練磨し給へ

伝曰、斉藤別当実盛、薩摩守忠度に向て申けるは、北国の源氏、今事の起る時に候へば、其勢剛勢にして、共に鋒を争がたし、故に策をもつて攻られずは、必御大事たるべしと申ければ、忠度、あへて是を聞(十六才)入給はず。其夜高橋判官長綱、実盛が陣所に入て密に尋けるは、今朝御辺忠度へ申上られたるは、今謀をもつて攻べき時也、と申させ給ふは、いかなる警をか時に用て利有べく候やと申たりければ、実盛申けるは、今義仲平氏より返忠の者を求める事其氣さしあらは也、故に今然べき侍大将を一人、源氏へ返忠に出されなば、必喜で是を入べし、然といへども源氏恐疑て心を緩すべからず、時に平家の謀有事を、偽て義仲に忠進して、其しるしをこなた(十六才)より合せ、一旦敵に小利を与て、先敵の疑所の心を解べし。然して其氣に乗じて、先陣を請時は、敵必是をゆるすべし。若然らば相図を定て、味方の兵を出し、隠謀の約を定て、不意に敵陣の敗べき事、何の疑あらんやと申ければ、長綱舌を巻て、秘すべしと云て去と云り。尤此計略、敵を愚になし、我をかしこしとなす術有といへども、今両陣起滅の時を見る事、其理正事一ツ。又義仲返忠を求める氣ざし有事を知。其利正き事二ツ。兵法曰、好所によつて(十七才)是を制すと云り

竹生嶋詣

大将軍維盛通盛はすゝみ給へども、副將軍忠度、経正、清房、知教、などは、いまだ近江国塩津に扣給ひて、すゝみ給はざる事

評曰、凡軍を百里に出す時は、諸將の手合を定、合戦場の会合其日限を定、進退と約束を決し、賞罰を定てをし出す者也。故に法を背てすゝむ者をば是を殺し、期日を定てすゝまざるものをも又是を殺。故に三軍一同にして動ぜざる事山の如し。(十七才)其鈿事は風の発するがごとく、速なる事電光のごとし。然に平氏の諸將進退おもひくにして、已に敵地に至る者あれば、いまだ其境にだも至らず。遊山玩水にのみ日を送り有事、是評するに足らず。されば周の兵分合の令有事を、太公説曰、其大将先戦地戦日を定、然後檄書を移し、諸將吏と城を攻、邑を圍、各其所に会する事を期す。明に戦日を告、漏刻時ありて、大将營を設て陣す。表轅門を立道を清め、諸將吏を待に至て、先後(十八才)を校、期に先立て至る者は賞し、期に後て至るものは斬。此のごとくなる則遠近奔集三軍共に至て力を併て合戦すと云り。中にも皇后宮佐経正は、幼生の時より詩歌管絃の道に、長じ給へる人にておはしければ、かゝる乱の中にも、心をすまし給ふとしるせし事

評曰、此評、文言は、信濃入道が言句なれども、行迹をたづぬる時は、是正しく経正の行迹たるべし。是実に筆者も句義文道に通ず、ましていはんや経正猶しかなり。如何と(十八才)なれば、凡詩歌の道は、異国にては上古に天の徳を述て、聖王の徳にたとへて其政道を敬譽す。故樂の和音を調合して、大徳をもつて士民を教化す。されば詩経大雅柳の篇曰、覺徳行あり四国是に順と云り。是即、詩は聖徳を敬譽するにあらずや。又曰思邪なしと云り。是又人心天と思量を同じうして、私をなすにあらず。然らば経正の詩、たゞ俗儒の邪詩たるべし。信濃入道も亦、

詩の本意を知らざるに相似たり。凡上古より風花雪月に事寄、(十
九才) 文を弄事をばけいはくの賊也と云て、有徳の先儒皆是を
いましめをきたり。政を正し民を治る道にあらずんば、文学と
云とも是を貴べからず。心を正し身を治、家を齊道にあらずん
ば、聖經と云とも何ぞ是又貴とすべけんや。然に末世に至ては、
聖人の本意を悟らず、名利を貪禄にこびて、一向風花雪月にたは
ふれ、文を賣て、たゞ世の名聞にほださる。故に末世の学者、天
地既にひらけてより今日に至まで、他の行迹をのみ覚る事を得た
りといへども、敢(十九才) 汝が事理行迹に至ては、恒沙の一ほ
ども其善悪を学せず。一向他の事物の縁起伝説のみ知事、漸無学
にまさる事を高慢して、他人を軽んずる事土塊に同じうす。故に
礼を妄義をたがふる事は、一向無学の者よりは其失多し。然とい
へどもこの事正儒にかなふ事かたくし、又難。如何となれば、君
子世にまれなるをもつて知べし。愚不肖にして幼年より此非を糺
さんと欲して、未曾て九牛の一毛だも得る事あらず。世の人に比
し(二十才) 身にかこち、漸至りがたき事を知。故に爰をもつて
身をかへりみるに、予も亦儒俗の長本たるべし。然れども経正の
詩道によつて是非を判する時は、何ぞ身の辱をあらはさざるべけ
んや。難しとして是を捨て退時は、其益有事なし。易しとして
にすゝみ守時は、其害有事なし。是によつて得失をみる時は、志
を進事はたゞ大聖人と力を争へきものならん乎。又管絃の事、
糸竹呂律の音を楽にはあらず。孝経曰、民に親愛を教は孝を
善(二十才) する事なかれ。民に礼順を教は善する事な
かれ。風に移俗を易し、楽を善する事なかれと云り。朱子是に
註して曰、其和を得る是を楽と謂と云り。仲尼又日は導に礼楽

をもつて、民和睦すといへり。然ば楽は是民を和するの道にあら
ずや。しかるに管絃をもてあそぶ者、五声十二律、歌舞八音の器
物をもてあそぶといへ共、心中平等正直にあらず。人と争の心
を以て是を調る時は、樂器無情の器たりといへ共、其音声に必
心中の清濁あらはるべし。末世(二十一才) の樂人此心をむねと
する者まれ也。刺末の世には、琴を弾ずるに妄に淫佚の樂器と
なして、筑紫琴などゝて、みだりに淫声の謠ものにまじゆ。是を
もつて見る時は、爰にしるす処の管絃、又聖樂の本意にあらず。
又本朝の歌の道も、人の心を種として、万の言の葉とぞなれり。
されば貫之は難波津の歌とあさか山の歌をもつて、うたの父母の
やうになし。手ならふ人のはじめにもなしけるといへり。又和歌
玉伝集には、人丸の歌をもつて歌(二十一才) の父とすと有。
此歌の奥義を伝受するにも、全異なる詠にあらず。たゞ聞たる
俚をもつて、人丸の本意とせり。ほのくはほのく也。あかし
は明石の浦也。朝霧は朝きり也。寫かくれば嶋かくれ也。舩をし
ぞおもふは舟をしぞおもふ也。然るに文を弄、言を巧にするも
の、ほのくは初て生るゝとしるし、あかしは娑婆世界としるし、
或はあうんの二字と云て種々の慮智分別に心を勞して、却て妄想
を増長す。されば歌に、久かたのひかり長閑き春の日に、しづ心
なく(二十二才) 花のちるらんとよめり。是即無心の詠たるべし。
花に向ては花、月に向ては月となり、心を種としてつらねたらん
こそ、実の歌道とも謂べき物なれ。故に歌の道、春は春の風に通
じ、心も詞もたがはさらん事を本意とす。然らば人の愁る時は
己共に愁べし。心愁る時は詞必又うれふべし。然らば経正、何
ぞ軍に向ては智謀勇才を心として、逆乱をしづめ、泰平をばはか

り給はずして、時に応ぜざる湖水に心をすまし、無心の岸骨を見
ては心有とし、林木に向ては情を（二十二ウ）残すかとうたがふ
など、有事、是悉境を取て心とする人、賊をとめて子となすに
等し。如何ぞ歌道の本意とすべけんや。好言令色は必君子のにく
む所也。故に此二道の誤、しるすとも尽しかたし。聖經の本心を
たづねて此段を決了おはしませ、されども経正竹生嶋へ詣給事、
其心慮はかりがたし。如何となれば、古良将兵を用るに、至て、
威を神にかるの術有。故に頼朝富士川合戦の時、鎌倉を出給ひ、
箱根の権現へ詣、又は三寫の大明神へ参詣有て、種々（二十三才）
の立願書を籠られたる事、是ふかき慮有。然れども経正の智
徳、頼朝とは同じかるへからず。其上みかたの陣をはなれて、竹
生嶋へもふで給ふ事、是智謀をかねたる心得にもあらず。故に此
評、経正の非道と極るものならんか。経正神前において上玄石上
の秘曲を弾じ給へば、明神感応に堪給ひ、経正の袖の上に白龍現
じて見えけると有事、経正琵琶の達人たり。然るに上玄石上の楽
をひき給ふ時は、誠に神も感応に堪思召事、さも有（二十三ウ）
ぬべし。袖の上に白龍の現じぬる事、神道の神妙是成べし。我等
ごときの凡下の了見に及べからず。聖賢権者は明察有べし。故に
評を畧す。古人曰、天を知て人にかたらずと。然らば誰か是を速
せん。只冷緩自知すべし。

火燧合戦

木曾義仲、其身は信濃に有ながら、越前の火燧が城をかまへける事
評曰、是義仲の智の足らざる所成べし。如何となれば、みかた沓
に国を隔て出（二十四才）陣する事、軍の法にあらず。城と云心
得をしらず。凡出城と云は、其国の本城しまりなく、或大軍なる

時は、一所に籠る事叶がたし。故に其国の境、敵の寄来べき道筋
に、よき難所を見立て城をとり、無二の心なる大将を籠置、相図
を定て、敵寄来時は其相図次第に、本城より打て出、後攻をなす
べきが為に、出城を構るもの也。然るに義仲、二三ヶ国をへだて、
取出をかまへ給ふ誤有事一つ。又国を隔たる城に籠をく所の大
将に、二心など有者を（二十四ウ）をき給ふ誤二つ。されども是
は人の心変じて、義を守らざるに至ては、誰身の上にも詮方なき
事有べし。但義仲よく人を知給時は、入善をば何とぞ謀をもつ
て信濃に引とゞめ給ふべき者也。又北陸道は、日本第二の山ふか
き国にして、難所ども多し。故に遠く出張せずして、いかにも
謀をもつて、敵を引入討べきもの也。是地の利をうしなふ誤
三つ。又此時天下をみるに、天下すでに三に別れたり。縦出張し
て平家を亡し得たりとも、頼朝東（二十五才）国に有て、武威を
関東に振が故に、妄に進べき時にあらず。故に国を利せん事を
先とせず。道を専として民を安じ、武威を四海に振謀有べき時
也。然る慮なくして、たゞ一向平家のみニ目をかけ、我軍の労
べき思慮なき誤有事四つ。是によつて其得失を察する時は、火燧
が城是敗べきしるし明なるにあらずや。昔呉魏蜀の三国かなへ
のごとくにして、武威を争事有。時に蜀の大将劉先主と云人、
襄陽と云所に御座在き。国民の中に、諸葛孔明と云者（二十五ウ）
耕作を事として有けれども、智仁勇をかねて王佐の才ある者なる
事を聴て、先主自孔明が草庵の内に尋入給ふ事三度也。孔明
其志の信切成事をみて、顔色を正して、天下草創大義の計功を語
る。孔明が曰、董卓より以来天下に豪傑の士多く起て、郡国にま
たがる。中にも曹操百万の衆をもつて、天子をさしはさんで諸侯

を全す。是実にもとに鋒先を争べからず。呉の孫権江東に有て、三世を経。其国險難にして民懐き（二十六才）賢能をしてよく国を治。是に至て呉の孫権を助べくして叶べからず。荊州は北漢沔により、南海を利尽す。東は呉につゞき、にしは蜀に通ず。此国よく武を用る国にして、其主守を全する事あたはず。是天の將軍を助る故にして、幸爰に非や。益州の險塞広野千里にして、是天府の国也。高祖是によつて帝業をなす所也。又劉璋と云もの、暗弱にして張魯北に有。民豊に国富で、恤を存る事を知らず。故に智明の士は、明君を得ん事を思ふべし。今將軍（二十六ウ）帝室の胄信義を四海にあらはさば、英雄賢なる事を喜で其心渴するがごとく成べし。荊州益州の両国に跨つて岩阻を保し、西の方諸戎会し、南方の夷或へ越国を撫、外には孫権と和合をむすぶ事をよくして、内には自国の政を正して、徳をもつて、自然と天下を治給へ。若変じて寇をなす者をば、独の上將に命じて、荊州の軍其をもつて、寇の為にさしむけ、將輩は益州の兵をもつて、秦州に出て陣をつらね給はゞ、百姓誰か是を喜で（二十七才）箠食壺漿して將軍を迎ざるものあらんや。必みだりに戦をかるんじて却て自国を勞し給ふ事なかれと申ければ、先主謹聞召て、後に果して其計のごとくして、利を得ると云り。今日本三国の時と同じ。故に此心得あらば如何ぞ義仲を輕じ給ふべけんや。頼朝は亮明が謀に等し給ふによつて、終に大功を遂給者也。故に後世の人主、是によつて賢智を貴給ひて、当世を治給へ。或人問曰、平泉寺の長吏、斉明威儀師、義（二十七ウ）仲察し給はざるが故に、御方に在て却て宛をなす。如何して人を知其実否を決すべけんや。答曰、人を知と云事伝習二種有、異国にて周の

太公是を説、其要八種、一には是をとふに言をもつてその辞を觀、二には是を窮に辞をもつて其変を觀、三にはこれを間諜に与るに、其誠を觀、四には明白頭問して其徳を觀、五には是をつかふに財をもつて其廉を觀、六にはこれを誠に色を以て其貞を觀、七には是を告に難をもつて其勇を觀、八には（二十八才）是をえはしむる。醉に酒をもつて其能を觀、以上八つの品によつて其賢不肖をみ給へと云。これ併縁なきに、求て人を誑みるにはあらず。あたふべき理によつて是を与て見、尋べき時によつて是をたづねて、其智を察べきもの也。是併其根本は、信実をもつて本とすべし。其身実なき時は人已に誑事を知て、外従に似たりといへ共、内に、却て我を啖事有べし。是併八の銘によつてみえずと云とも、己を明にする時は、人必知べきもの也。又本朝において人情を（二十八ウ）鑑事は、聖徳太子四相を悟の伝を説給事有。畠山庄司重忠、二相をさと、楠正成四相を悟ると云伝有。是又甚深微妙の伝たり。然といへども己信実にあらざる時は却て身の禍と成べし。故に恐て爰にしるさず。必心智を究事明なる時は、天下の事物何ぞ暗き事有べけんや。己信有時は何ぞ人を疑恐べけんや。故に信徳を專とする時は、人情を悟道を伝ずといふとも、必惑事有べからず。聖賢を勘見る道を伝るには、只己が天より受（二十九才）得たる所の明徳を明にせよと云り。斉明威儀師が事、不義を守る奸人也。故に天罰を蒙事時を移さず。俱利伽羅合戦の時、生捕にせられ、首を刎られて一生を徒になすのみならず、後代に至迄其名を穢す。故に後生の武士義を守る事を專になすべし。

平家の大勢、火燧が城へ向ひたれども、水に勞せられていたづらに日を送ける事

評曰、凡人を害せんと欲する者は、先その害する策を先にせん
とす。故先其敵(二十九ウ)を知べし。敵を知らん事を欲する者
は、先其居所を知べし。居所を知て然して吾必是を制すべし。然
に平家の諸将かくのごとく心得もなくして進給ふによつて、行
当て是を如何ともする事を得ず。大に途に惑もの也。兵法曰、国
を隔て軍を出す時は、道路の遠近險易を察し、敵の營邑四方の通
道を察べきと云り。然に平家法に背て、是を制せんと欲す。先所
の案内者を求、物見の士を相添、相凶の府約を定て、敵の居所、
并に城郭の難易(三十才)を察せざる誤一。又敵の設たる湖
水を見てあぐみける事愚なる故成べし。凡湖水に向て陣する時
は、先其水上と、又流の未を尋て知時は、其利害を知事其便を得
べし。次に水の浅深、并城中の船筏の有無を察し窺もの也。然
に其心得もなく、徒に日を送事、是愚なるにあらずや。然共城
を攻る事、城内より分て是を敗るを要とす。然ども此たびの落城
は、平家の利と謂べし。源氏の兵法利に違が故に、今此害を受けた
り。火燧が城に籠所の諸将(三十ウ)も、斉明が心を察し知らざ
る事愚なる故也。惣じて籠城と云ものは、疑の心より、大なる
敗をなす事多き物也。故に疑ざるやうに内を守らしめぬる事、
兵機の常なれども、是併其智、愚にして、疑ずと云にはあらず。
諸將會合の時に、内に謀を深して、外に愚なる色をあらはし、
両陣勝負の得失を問時は、逆心をさしはさむ者、必詞のはしぐ
に、其氣頭るゝ物也。太公曰、言語應對は情のかざり也云り。
然ば斉明をしらするは愚なるにあらずや(三十一才)

伝曰、義経法眼問曰、敵城の近辺に水有、敵地形の利によつて此
水をせきとめ、湖水となして城の四方に湛ぬる時、此水を切おと
さんと欲すれども、其せきとめたる処、敵城に近き時は、是を切
おとさん事かたし、又徒に水に勞せられん事、其愁少からず、
是如何して可なる事を得や。法眼曰、凡せきとめてもうけたる水
は一町二町の上にてはき水の通をつくるもの也、はき水の手を付
ずして、水かさまさる時は、下のせきとめたる所敗るゝが故也。
故に密(三十一ウ)に足輕をもつて其はき水の口をせきとむる時
は、水かさまさつて下の関所敗るゝ事立所なるべし、凡籠城に水
を用る事、城中にては用水より外は用て益なし、城外の水を用て、
敵をふせぐ便とせんと欲するとも益有べからず却て敵の利とせら
るゝ者也、故に外の水を頼とする事なかれと云り。今此理をもつ
てみる時は、内外共に智の足らざる事有物也。兵法曰、凡良將は
險に向ては險を以て是に勝と云り(三十二才)

火燧が城事なく平家の利運と成ける由、国々宿々より飛脚をもつて
六はらへ告申ければ、大臣殿を始奉り、一門の人々勇悦れる事
評曰、凡敵と戦て、吾勝て敵負たりと云とも、少も驕悦ばざ
るをもつて、兵法を用將とす。故に兵書曰、勝とも而も否ごと
くせよと云り。然るに平家の人々、今天下大きに乱、纔の小城一
つ落たればとて、さのみ喜安ずへき事にあらず。是皆愚將の謂
也。譬昔秦の二世の時、項梁と云もの(三十二ウ)襄城を攻
とり、又雁丘と云所に至て大に秦の軍を破、季田と云者を殺して
より、項梁驕て安ずる事有。故に、楚の宋義といへる者、項梁
を諫て曰、戦て大将驕ぬる時は必士卒惰る。然時は心敵の為
に敗らるゝと云り。今秦の兵を見るに日々に益す。君つゝしめる

色なき事を思るゝと申けれど、項梁敢是を用ず。故に秦軍大
 きに至、楚軍敗、項梁終に殺れたるためし有。然に今平家の諸
 將、勇喜れける事、嗚呼終の歎有らん物也。(三十三才)
 火燧が城敗北して、平家北国に攻下る由聞えければ、木曾越後の国
 府を立て、砥浪山へ馳向はれけるに、軍の吉例なればとて、五万余
 騎の軍兵を七手に分らるゝ事

評曰、凡兵の変化は時により地形によつて分合して全一にあら
 ず。如何ぞ定て七手にのみ極るべけんや。或は一手となし、或
 十手とも成事、只其變動敵によつて転化すべし。兵法曰、兵に常
 の形なし、たゞ敵に寄て転化すと云り。されども此時は七手の備
 分、自然と義仲の利に(三十三才) 当る時也。惣じて山中と云も
 のは、広原平野と同じからず。人数をあまたに分て、敵をして四
 方八方より驚動せしむるに利有。故に七手の備利を得たる物也。
 其上義仲此時の合戦、謀を先にし給益有によつて、戦て勝事
 を得たり。是又七手の人数分に寄て勝負の利をみる事なけれ
 伝曰、義経法眼に問曰、八陣の名に八有や。答て云、天地風雲龍
 虎鳥蛇是則八陣の名也。問曰、いかなる利によつて此名を儲(三
 十四才)るや。答て曰、天地の方角を定る時に、乾兌離震巽坎艮
 坤の八卦をもつて八方にあて、物の定位一切の変をあらはす。故
 に陣又応じて、始もなく終もなし。四頭八尾、敵のふるゝ所をみ
 かたの先陣となす。此理によつて八卦の心に約して、天地風雲
 龍虎鳥蛇と号す。是定て古人其名を用るの心得有べし。然るに愚
 者其心を悟らず。其形回旋なるを絵に書て、天陣也とし、其形
 方直なるをもつて地陣とし、或鋭なるを(三十四才) 風陣と云、
 左右に備て雲陣と云。屈伸成龍陣とし、張翼なるを虎陣と云、

飛速なるを鳥陣とし、宛転なるを蛇陣と云て、古人の深意に通ぜ
 ずして、却て人を誑惑せしむ。凡陣体物の形を以て云時は、如何
 ぞ八形にのみ極るべけんや。問曰、今八陣を用んと欲せば如何
 して古人に通徹すべけんや。答曰、凡兵法の作業は備の一ツに
 極る。故に今是を君に伝、八陣の大事備の大事此一卷にしかず
 と云て、虎の巻と云書を一卷義経に此時(三十五才) 相伝ると云
 り。爰をもつてみる時は七手と云も未形ならずして兵備の大事を
 悟ざるものにあらずや。故に義仲と義経と、將誰か能有哉

木曾願書

木曾殿宣ひけるは、平家は大勢で有なれば、軍は定てかけ相の軍
 にてぞあらんずらん。かけあひの軍と云は、勢の多少による事なれ
 ば、大勢かさにかけて、取こめられては叶べからずとて、先謀に白
 旗三十流先立て、黒坂の上に打立たらば、平家は(三十五才)をみ
 て、あはや源氏の勢のむかふたるは、何十万騎かあらん。取籠られ
 ては叶まじ。此山は四方岩石なれば、からめ手よもまはらじ。暫
 を下り居て馬やすめんとて、砥浪山にぞ下り居ずらん。其時義仲暫あ
 ひしろふ体に饗日を待暮し夜に入て、平家の大勢を後のくりから
 が谷へ追おとさんとて、先白旗三十流、黒坂の山に打立たれば、案
 のごとく平家はをみて、あはや源氏の大勢の向たるは。取籠られて
 はかなふまじ。爰は馬の草かひ、水の便共によければ、暫下居て
 休(三十六才)とて、砥浪山の山中、猿の馬場と云所にぞ下居ける
 評曰、木曾殿曰、平家は大勢なれば、軍は定てかけ相の合戦にて
 あらん、かけ相の軍は勢の多少に寄と宣事、是未兵法の応変知
 給はざるに似たり。如何となれば、凡軍の勝負は強勢の多少に
 よらざるもの也。以前所々にも評するがごとく、大将と士卒と、

法令と地形と、時とをもつて、敵にすぐれて我勝時は、必戦て勝もの也。然ども平場野合の(三十六ウ)合戦は、げには大軍の好所なれば、平家かけあひの軍を好んと宣ふ事は理に当れり。縦大軍なればとて、兵衆おりひ合ずして疑恐るゝ処の兵は、百万騎有と云とも、頼に足らず。されば兵法にも、人に形をなさせ、我に形なき時は、我は專にして敵はわけ／＼となる。我一つになれば敵はわかれて十手となる。我其一手を攻時は、吾十手をもつて、敵の一手を賣るが故に勝事安しと云り。然ば我兵一和して、敵兵不和なる時は、強多少に(三十七才)寄べからず。只是和と不和に在。其上謀をもつて敵をわけ、我一等して是を攻時は、又大軍と云とも頼に足らず。いかんぞ勢の多少にのみ寄べけんや。されば昔呉越の両国数年戦ひけるに、或時越の国より呉の国を討ける時に、越の軍三軍の外に左右に陣を張て、夜軍をのみ好けるに、或は左より攻或は右より責て、爰かしこの陣をおびやかすが故に、呉の軍是におそはれ、爰彼に手分をして是を防けり。故に越の三(三十七ウ)軍ひそかに呉の本陣へ討てかゝりければ、思ひも寄らずして呉軍終に敗ける事有。是皆其備なきを攻、其不意に出て勝事を得たり。然は義仲の宣事兵法に叶べからず。されども此時義仲の思量、悉利と成ぬれば、其詞はたがふと云とも、其心は利に当たる故成べし。其上義仲の誓に、先白旗三十流黒坂の山に打立たらば、平家はをみて、あはや源氏の大勢向たるは、何十万騎かあらんとて、砥浪山に下居んと宣事、これ(三十八才)よく敵を知て宣ふが故に、其事利運となれり。但其詞は、敵を愚になしたる詞也。義仲此時黒坂の上に、縦白旗千流立給へばとて、智有敵ならば、いかんぞ何十万騎か有らんなどはうたがふべき凡

良将は千里を隔るとも、敵陣を知べし。日本の国数六十六国、山野の田地そのかず限あれば、一国にして生民何人と云事、十にして七八分は、たれかは是をしらざらんや。是又敵を愚にして吾を賢しとするに似たり。されども以(三十八ウ)前に評するがごとく、能其敵の気情を察する時は、其策愚成といふとも、用て必益有もの也。然るに末世の人、古の良将、敵により時に応じて謀を用、戦て利を得たる心得を知らず。其策を聞ては是をよしとし、或は又是を浅しとして、只我小智をもつて彼を執是を捨。かやうの心得にて全兵法悟べからず只よく古人の用たる其心根をさとり得て、其理を弁知時は、智謀の本に通ずべし。若能其本に通ずる時は、千(三十九才)万の智謀一をもつて一切にかなふべし。故に兵法、たゞ誓の一字に甚深の秘法有事を学し給へ。

木曾殿、新八幡の御社を御覧しつけて、案内者に尋給ひ自幸也として、願書を籠給事、兵法に叶へり。神は人の敬によつて威をます。人は神の徳によつて運を添事、古天地の常也。凡良将は威を神にかるの道有。是を名付て古より、智謀には神明の智をもつてなすと云り。然ども諸将の上指のかぶら矢を納ける(三十九ウ)事は、是又事過たりと謂べき歟。かやうの時には、矢一筋も大切たるべし。但軍の折からなれば、弓矢を神殿に納る事、是又なきにはあらず。一筋の矢を神殿に参らせて、敵千万人に射あたる理有。是又良将神変の大神通とする物也。謹て此心をもつて悟給へ。大悲の弓、智恵の矢、一度放せば千の箭さきと成事を。伝曰、越前ノ火燧が城敗北して、平家勝に乗攻入由聞ければ、源氏、しかも小勢成によつて、兵気おとろへ、此度の合戦も亦(四

十才)源氏一定負となるべしと、上下さみするによつて、義仲其氣を補はん事を欲して、大夫坊覚明に伝へ得給ひて、近辺に然べき神社はなきかと尋給へば、田子の藤内と云者、此山の麓にこそ、八幡の社頭と申て、少き社檀候と申ければ、さらば参べしとて、其社へ詣給義仲、甲を脱三拝甚重にして、いかなる事か有けん人にいらい申がごとく、二度諾し給ふ。其時、上下不思議の思ひをなす処に、義仲の曰、只今の神宅は(四十ウ)定て承べしと宣ひければ、近習の者あつと斗答。時に義仲宣けるは、此たびの一戦には、八幡大菩薩のさきがけをなさるべきとの神宅あらた也、此上は平家をほろぼすべき事疑所なし、此悦にとて、重代のさせながらに、朝日と云物の具、并に小鳥と云太刀を添て、宝殿に納給ふ。是によつて諸人あやしなからもふしぎの思ひをなし、其氣漸色をよくす。然に又其明る日、山鳩一番源氏の旗の上を舞遊。義仲是をみ給て、(四十一終才)急ぎ馬より飛下、甲を脱頭を地につけて、て、押し給ひ、諸兵にしめして曰、各拜奉るべし、昨日八幡の御神宅の如、今其神約のしるしをしめし給ふぞや、とて、猶々ふしおがみ給へば、上下一同にあつと感して、諸人恐るゝ気色なくして、兵色急に強体を得たり。実神術の妙用、此一謀に寄て了給へ

平家物語評判秘伝抄卷第七之上終(四十一終ウ)

平家物語評判 卷十四

(外題)

平家物語評判秘伝抄卷第七之下目録

俱利伽羅落

篠原合戦

実盛

玄昉

木曾山門牒状

返状

平家連署願書

主上都落

維盛都落

聖主臨幸

忠度都落

經正都落

青山沙汰

一門都落

福原落

(目録才)

平家物語評判秘伝抄卷第七之下

俱利伽羅落

去程に源平両方陣を合す。其間纒三町ばかりに寄合たり。源氏もすゝまず、平家もすゝまず。良有て源氏の方より、精兵を勝て十五騎、楯の面にすゝませ、十五騎が上矢の鏑を只一度に平氏の陣へぞ射入たる。平家十五騎を出して、十五の鏑を射返す。源氏三十騎を出して、三十のかぶらを射さすれば、又平家も三十の鏑を射かへし、互にかやうに矢軍のみして、日を暮しける事(二才)

評曰、それ良將は戦にのぞむ毎に、必敵の謀を察して、其警を覆して、是を責る事をもとせり。然に平家の諸將、義

(目録ウ)

仲謀に乗られて、徒に日を暮しける事愚と云に足らず。源平両陣の間、纒三町ばかり寄合けるに、鏑の遠矢をのみ射さす事、これ常の軍の法にあらざ。城など責時には、矢合の鏑とて、一度はかやうに射さしむる物なれば、かやうに次第に人数をまして、鏑を射さしめけるは、是日をくらすべき謀也。如何となれば、鏑矢を手合に射けたる時は、必射かへす物也。(二ウ)然る故に源氏に是を察して、射かへせば又射懸ぬる事、時をのべんより外の行にあらざ。此矢をかく、遠くより射かけたればとて、更に勝負の益にあらざ。勝負の益にあらざる事を好でなす時は、是必謀有べし。所以にかやうの時には、密に敵陣へしを遣し、陣中の様を窺はしめ、又は味方よりも四方の道々のつまりに物見をつかはし、相図を定、伏兵を構て、敵の謀を覆べき物也。源氏は所の案内を知らず、敵に逢といへども戦を好ざる事、是又策有しるしに(二オ)あらざや。此故に兵法勝負も進退もたゞ、先両陣の心中に有て、次に其形をなすもの也。愚将は、たゞ人の形にのみ有と思ひ、譬弓を射べきとおもふ一念起らざれば、射る事有べからず。所以に一切の武器を用る事、又は数方の進退も、皆先謀さきに有て、後に其謀の形有もの也。故に智謀ある方は勝、智謀なき方は負べし。是誠に智は心に有て更に形に有べからず。然らば兵法、智なくして了がたし。故に仁義礼智を学する人、学ざれども兵法を(二ウ)知事明成へし。然ども末世に、書卷をよみ、文字を学する人の事にはあらざ。只心に五常を学する人は、人間一切の道に明成べし。所以に人主たる人、其人をもつて智者となし、其人をもつて将たらしめば、末世に小人の愛する軍法には、沓にまさるべし。謹で心謀有事を

了給へ

伝曰、義仲平家を計て曰、平家の軍兵若みかたに先じて、くりからに陣をとる時は、源氏必戦の便を失べし、如何となれば、此山四方險難にして、輒寄がたし、其上(三オ)向陽の地にして、水木共に便多し、故に先此地を争て、平家に越されざるやうに仕べし、若へいけにこされぬる時は、必みかた負と成べきと云て、此事を平家の方へきかしむる謀をめぐらさる。故に平家は是を聞て、くりからを争取て、利を得たりとして、上下軍備を怠り、源氏を軽じあなどつて、徒に休息をなす。義仲其謀に能のせ給ひて、不意に是を責給ふと云り。是即兵法にいへらく、利して是を誘と云るは是也。春秋の時、そこより絞を(三ウ)伐。屈原曰、絞の兵小にして然も軽し、兵備軽時は、是必謀少きが故也、今株樵の者を以、絞人を誘時は、是是を出て争取べし、時に伏兵をもつてこれを討べしと云て、木かり、柴かりを三千人つくつて是を誘く。絞人案のごとく出て是を争取時に、楚人北山の下に伏兵を設て、大きに是を敗る事有。かくのごとくの謀にのせられたるは、古今もつて皆愚将也とす。故に今平氏の軍法、評するに足らざるもの也。或音声を取、形をのみとつて、(四オ)心を取ざる類、皆是愚将也。故に敵の心気を察するの道、是兵法の秘密、軍法の神妙とするもの也。口伝伝曰、義経、佐藤秀衡に向曰、左右難所にして逃べき道なき時、あとより敵大軍にして追来、吾返し合て戦べき利なく、又前にも敵有て然も其道、或は山の陰、森林など有て、先へ行にも疑敷時は、如何して是に応ずべきや。答て云、是みかた負の軍にして、勝べき利なし、故にかやうの時は、死戦と申て、必討死を決(四

ウ)する時也、然ども妄に死するは將の短慮なれば、叶ぬ迄も策をめぐらし、能其時の利を案じて戦ふを、才將と申候、故に先前と後との敵を察し、前後の中にも、弱からん方へ向ひ、十死の戦をなさるべし、千に一つも利有が故に、十死一生と申すにて候、かくのごとくの時、前に押行時は、歩兵を二人づゝ、先へ段々につかはされ、それに相図のしるしを定置れ、先の左右を段々に付合て、昼ならば旗をもつてし、或はさいをもつてまねかせ、其相図によつて進(五才)退有べし、かやうの所にてよく案内仕たるものには、度々に御褒美有べし、されどもかやうの時に、みかたの人数治らざれば、猶々策叶はざる者也、故に能々平生人を和するの道を専にせらるべき也、疑敷処あらば、物具をつかはし、地形を見合て、みかたの左に其所を受けて、押行物にて候、但左にうけ通るべき道なき時は、車押と申に、人数を出させ給べし、是第一秘伝の備也と云り

伝曰、頼朝の謀使ども、美仲の陣中に(五ウ)交、平家くりからにて敗北する由、忠進申たりければ、鎌倉にて諸將寄合、軍の評議有ける処に、梶原景時、実平に向て申けるは、此度平氏の合戦の事、源氏に勝べき謀有やと申ければ、実平笑て申けるは、花なき木の実はならずと申て、退出す。助胤申けるは、今の実平の申分理有ぬべし、軍の花は何かと人々に申ければ、景時、御殿の方に指ざして笑と云り

評曰、縦平家此所に陣し、敵設謀を廻す(六才)と云とも、此地生地たり。故にみかたの陣を全する時は、責登る敵をかきより押落す事安し。故にいかにもしづまつて戦べき事也。此故に兵法、兼て大将、士卒に此旨を申合て、縦事有と云とも、さはがざ

るやうに治べき事也。其上方々の峯々に人を遣し、相図のかざりをたかせ、又は国の案内者を求て、此山に寄べき通路に物見を置伏兵を構べき者也。然らば是ほどに驚動する事有べからず。兵法曰、軍を全するを上とす。軍を破るは(六ウ)是に次と云り

侍大将、上総太夫判官忠綱、飛騨太夫判官景高、河内判官秀国等が、谷底に落て死する事、是愚將と云ながら、され共是は討死とも申べけれども、瀬尾が生捕にせらるゝ事、其恥辱有に似たり。されども其心中察しがたし。谷底へ落て死しける者は、却て臆病故、途を失に似たり。瀬尾、いかなる心得か有けん、此者常に勇士にして、平家に志深き者也。惣じて大将たらん道(七才)を心とせん者、命を全して時を待者也。其時を待間には、必人の謗を受る事多し。故に人の心中察難し。然共此者、上士とするには足らざる者なれば共に途にや迷たりけん

斉明威儀師誅せらるゝ事宜しく、かやうの者は手のびになさざる者也。兵法曰、取得ては放事なかれと云り

五月十二日、奥州の秀衡、木曾殿へ竜蹄二疋まいらせける事、こゝろさしな

志品有べし。木曾殿、此事ども、白山の神馬に立らるゝ(七ウ)心不審。いかなる思慮か有けん

志保山加勢の事理に当れり。平家の大将軍、兵備をしらば、源氏の勢の加るを見れば、はやく労たる、十郎藏人の軍を懸ちらすべき事也。是奇正両陣の間に有、変無窮の源になるを知らず。さればこそ此所にて、大将知教討死をばし給ふ物なれ。されども、くりからの大將たちとは、沓にまさり成べし

篠原合戦

木曾どの、二所の軍に討勝て、頓而そこ(八才)にて、諸社へ神領

をよせられる事

評曰、それ神は人の敬によつて威をまし、人は神の徳によつて運をひらくべし。然ば大将たるべき人は、神道をたつとみ、仏事を専とすべし。されども其事分に過る時は、却て身の害と成べし。伝聞梁の武帝は、位につかせ給ひて、世の政を専とし、極ねつの暑きにも、天下の事を思ひはかり、寒天の寒きにも、自筆をとつて、政をしるし、手こぎへてやぶるれども、是を省ずして、天下万民の為のみはかり(八ウ)給へり。然ども有時同泰寺において、仏法を聞初てより、明暮寺にのみもふで、僧を供養する事毎日一千人諸方に堂塔を作て、人民をくるしめ、或は天子の御衣を脱で出家の三衣を着し、みづから般若経を説経し給へり。故に天下大きにみだれがはし。是によつて武帝の臣下ども、錢百万をもつて彼寺に与、武帝を買とつて内裏に入奉れば、武帝又彼寺へ詣出家せんとし給へり。件のごとくする事度々に及べり。故東魏の侯景と(九オ)云もの、河南十三ヶ国を武帝にまいらせて随べきと申ければ、諸臣諫て申けるは、此者元来敵人也、今何の故なくして降参をこふ事、必謀叛をたくむ者成べしと申ければ、又朱异と申臣下に、武帝と等、仏法を好ける者有。彼、諫て申けるは、人降参を請けるに、我心の疑を以、徒にせん事本意にあらず、其上居ながらあまたの国をとり給はん事、是君の徳有故也と申ければ、武帝元来心に随者の申事なれば、朱异が申に付せ給(九ウ)ひて、終は彼侯景にほろぼされ給事有。是仏道を信ずる事、分に過、如來の本法に至らずして、小乗権門の法のみ実とするが故に、善事をなすといへども、却て悪事となれり。されば日本にても、時の機嫌にのみまかせ、神社に多の知行を付置、大

乱の根と成たる事多し。故に寺社領をば、後々末代を計てあて行べきもの也。然に義仲此度の神社領、少事過たり。先平泉寺へ、藤寫七郷、これ(十オ)過分たるべし。其外白山、多田、八幡管生の社への神領も事過たる事也。然共此時をもつてみる時は、是ゆるすべき物歟。如何となれば、義仲始て軍に勝て、数ヶ国の主と成給へば、先手始の寄進なれば、少過分を用べき物也。其故は、未天下に敵多し。其志必天下を望故は、此四ヶ所に神領をよするといへども、志は天下の神社に有。故に此時には過分を免すべきもの也。然ども兵の勸賞をばさのみ行給はざる故、終其益なかりつる物也。此(十ウ)故に末世の人主、唯人をもつて先とし、神社をあげて人の為にすへし。然るときんは神の内証にもかかなひ、天下も長久成べし。されども愚将のならひ人をもつて神社の為とし、神社を以吾身一人の為となす。故にかゝる人の神仏をあげ給ふは、世の煩と成てしかも神仏の内証にも叶はず。故に謹て此事を了給へ

去治承四年に石橋山の合戦に、頼朝に敵したりし者ども、長井ノ斎藤別当実盛、(十一オ)浮巢三郎重親、俣野五郎景久、伊藤九郎助氏、真下四郎重直は、平家にぞくして居たりけるが、軍のあらんほどは暫休とて、毎日寄合順酒をのみてなぐさみけるが、其中にて実盛申けるは、情当世の有様を見に、源氏の方は弥強く、平家の御方は負色に見えたり、いざや各木曾殿へまいらふと云ければ、其中に俣野五郎景久進出て申けるは、流石我等は東国にては人に知られて名有者どもにて候ひけるに、吉に附はあなたへ参こなたへ参らん事見苦(十一ウ)かるべし、御心どもは知まいらせず、景久においては、今度平家の御方にて討死せんと申たりければ、実盛、あざわ

らつて、まこと 実には各の御心どもをかなびかんとてこそ申候へ、実盛も今度討死せんと思切て候へば、二たび命生て都へ帰るまじき由、大臣殿へも申上、人々にも其様を申置て候と申されける事

評曰、富て与らず、老て教る事なきは其故なきに等し。実盛は中にも老功の武者なれば、縦若き人々かやうの事申（十二才）と云とも、其義によつて侍の本意を教、人の恥辱をかゝざらんやうに、教導べき事也。然るに結句人の心をそこなひ、人に恥辱をかゝしむるごとくなる振舞、如何ぞ老武者の故とは申べけんや。侯野五郎に云しらまされて、人々の心をかなびかんとてこそ申候へ。都にて大臣殿へも、討死の旨を申置て参たりと申事は、たゞ当座のかまへの詞に似たり。尤実盛、此たび北国にて討死を極、錦のひたゝれを申ゆるされて参たれば、偽にはあらざれ（十二ウ）ども、此時この座中にて、景久が廉云分の時は、面目なき事に有べし。故に仮の戯と云とも、人の為にあらずして、正義に当らざる事を云なす事なかれ

同五月廿日の日、木曾殿五万余騎、篠原へぞ向れける。源氏の方には今井四郎兼平、先五百余騎にて先陣をする。平家の方には畠山の庄司重能、小山田別当有重、宇津宮左衛門朝綱、是等は番役にて、折節在京したりけるを、大臣殿、汝等はふるい者なり、軍の様をも掟よとて、今度北国へ向られたり（十三才）この者ども三百余騎にて打向、畠山と今井、はじめは五騎十騎づゝ出合て勝負をせさせけるが、後には両方乱相てぞ戦ける。畠山いゑの子郎等多うたせ、力及ず引退ける事。

評曰、それよく兵を用る者は、敵陣を動して、敵陣に動されず。人を計て人に計られざるをよしとす。然に平家二所の軍に討負け

れば、両陣の兵勢彰に知事有。如何となれば、敵は勝に乗て其勢強し。故に進気多かるべし。平家は二度の軍に討負、皆敗軍の兵なれば、退気多し。然ば此度は（十三ウ）後に難所を受けて、前に伏兵を備、源氏の勢をたばかり寄て、前後左右より討べき謀を用べき時也。然に平家何の策もなくして、剛気の敵を待請ける事、愚と云に足らず。其上かけあひの合戦は、たゞ時の勢にあり。其勢と云ものは、奇兵を用るにしかず。奇兵と云ものは、只敵の思はざる所に出るを本とす。故に謀を廻し、敵を動すに有べし。昔唐趙国の大将に趙活と云者有。秦国の白起と云者と戦ける時、秦国の軍偽て引退時に、趙の軍兵勝に乗て、（十四才）秦の陣屋の近迄責寄たり。然ども秦軍兼てより謀をもふけ、三万の兵を二手に分、脇道よりかくしてまはし、趙軍の後へ出して、兵糧の道を隔、一手は秦軍の横矢を備けるによつて、趙軍の兵気強といへども、終に力尽て討負けたる事有。然に平氏此度の合戦、何の謀もなくして、天下の分めの大軍をうかゝとなしぬる事愚と云に足らず。是併此度の軍立悪きにのみ寄べからず。戦ずと云とも、平家負べき道理備有事、以前所々にはを評す。然共後世（十四ウ）の為に此事を仮て、作戦の所作を記者也

高橋判官長綱、木曾殿の御内、樋口の次郎にかけちらされ、力及ばずして只一騎、南を指て落行けり。爰に越中の国の住人、入善小太郎行重、よき敵ぞと目懸て、追懸押ならべてむずとくむ。高橋、入善をつかんで、鞍の前輪におしつけ、和君は何者ぞ、名乗聞と云ければ、越中国のどうにん、入善小太郎行重、生年十八歳とぞ名乗ける。高橋涙をはらゝとながし、あなむざんや去年をくれたる長綱

が子も、今年は十八歳ぞかし、和君を（十五才）ねちきつて捨（すつ）べけれども、さらば助（たすけ）んとてゆるしけるが、判官は味方（みかた）の勢（いきほ）をまつとて、馬（うま）より下（くだ）て息（いき）つき居（い）たり。入善（いぜん）も休居（やすみ）たりけるが、哀善（あはれよき）敵（かたき）也、吾（われ）をば助（たすけ）たれども、いかにもしてうたばよと思（おも）ひ、高橋（たかはし）が油断（ゆだん）を見て、太刀（たち）を抜（ぬ）いて、高橋（たかはし）が内甲（うちがら）をつき、終首（ついにび）を取（と）る事（こと）

評（ひら）曰（い）は、たかはし、行重（しげ）を組留（くみどめ）けるに、生年（せいねん）十八歳（さい）と名乗（な）りければ、生年（せいねん）我子（わがこ）と同（どう）年成（ねんじやう）によつて、助（たすけ）たりける事（こと）、尤（なほ）人（ひと）としては子（こ）を愛（あい）せずと云（い）事（こと）なし。行重（しげ）同年（ねん）なる事（こと）をきかば、助（たすけ）たる事（こと）理（ことわり）成（なり）べし。

されども軍（いくさ）（十五ウ）中（なか）にては、敵（かたき）一騎（ひと）うたるれば、味方（みかた）千騎（せんき）の勇（ゆう）となれば、自（じ）分（ぶん）の愛（あい）に溺（おぼれて）は、不忠（ふしゆ）のみちたるべし。然（しか）ども此（こ）不忠（ふしゆ）は、心中（こころ）に私（わたくし）の欲（よく）有（あ）りてなしたる不忠（ふしゆ）にあらず。惻隱（そくいん）の心（こころ）よりなしたる事（こと）なれば、其（その）罪（つみ）少（すくな）し。然（しか）に行重（しげ）、高橋（たかはし）をうつ事（こと）、不仁（ふじん）に似（に）たり。されども是（こゝろ）は又一（また）概（がい）に謗（そしり）がたし。其（その）是非（せい）二（ふた）有（あ）るべし。一（ひと）には吾（わが）命（いのち）を助（たすけ）たれば、行重（しげ）が為（ため）には重恩（じゆうおん）の敵（かたき）なれども、既（すで）到高橋（たかはし）今日（けふ）の軍（いくさ）にも一方（ひと）の大將（たいしやう）たる者（もの）なれば、君（きみ）の為（ため）には大敵（たいてき）也。其（その）身（み）は無道（むどう）に陥（おち）いと云（い）ども、世（よ）の為（ため）君（きみ）の為（ため）（十六才）とならば、身（み）の僻事（ひが）をも省（かへり）みずして、是（こゝろ）を討（う）つ時（とき）は忠義（ちゆうぎ）と謂（い）べし。又（また）此（こゝろ）志（こころざし）にあらずして、只（ただ）私（わたくし）の名（な）を貪（むさぼり）欲（よく）にめ、是（こゝろ）を討（う）つ時（とき）は、大（おほ）きに奸人（かん）となすべき者（もの）也。され共（とも）此（こゝろ）高橋（たかはし）は、此（こゝろ）度（たび）も五百騎（いほひやくき）の大將（たいしやう）をなしたる者（もの）なれば、主君（しゆきみ）の為（ため）には大敵（たいてき）也。縦（たど）志（こころざし）こそ道（みち）に当（あた）らずと云（い）ども、其（その）わざは自然（しぜん）に忠義（ちゆうぎ）に叶（かな）へし其（その）心中（こころ）に勇（ゆう）なきものならば、如何（いか）ぞかやうの高名（たかみな）はなすべけんや。故（ゆゑ）に武（ぶ）としては、老若貧賤（らうじやくひんせん）を見て人（ひと）をあなどる事（こと）なかれ。高橋（たかはし）、行重（しげ）をあななどる（十六ウ）が故（ゆゑ）に此害（こゝろがひ）を受（う）けるもの也

伝（つた）曰（い）は、頼朝（よりとも）、五十五種（いほひごごしご）の戦法（せんぽう）ノ一（ひと）之（ひと）巻（まき）に、七種（なな）の戦品（せんひん）をもつて先（ま）と

す。第一（だいいち）謀戦（ぼうせん）戦、第二（だいに）地戦（ちせん）戦、第三（だいに）正戦（せいせん）戦、第四（だいに）奇戦（きせん）戦、第五（だいに）衆戦（しゆせん）戦、第六（だいに）寡戦（くわせん）戦、第七（だいに）危戦（きせん）戦也

其（その）第一（だいいち）謀戦（ぼうせん）と云（い）は、敵（かたき）策（はかりごと）をめぐらす事（こと）を知らば、吾（われ）其（その）計（はかりごと）に隨（したが）つて、却（かへ）つて彼（かれ）を転惑（てんわく）せしめ、敵（かたき）をして勞（らう）せしむべし。兵法（へいぽう）曰（い）は、上兵（じやうへい）は謀（ま）を伐（う）つと云（い）り

第二（だいに）地戦（ちせん）とは、敵（かたき）と戦（たたか）んと欲（ほつ）せば、先（ま）其（その）地利（ちり）を得（え）べし。我（われ）兵（へい）少（すくな）くして大敵（たいてき）に向（む）ひなば、（十七才）必（かならず）隘路（あいろ）とて狭（せま）き地形（ちけい）をかたどれ。我（われ）兵（へい）勢（いきほ）弱（よわ）くして強敵（きやうてき）に向（む）はゞ、險難（けんなん）によつて戦（たたか）へ。敵（かたき）を知（し）己（おのれ）を知（し）

時（とき）は、必（かならず）其（その）地形（ちけい）を求（もと）まざれば有（あ）るべからず
第三（だいに）正戦（せいせん）とは、敵（かたき）陣（まつ）全（ぜん）して道（みち）通（と）事（こと）能（あた）はず、糧（りやう）食（じき）用（もち）する事（こと）能（あた）はず、詭（ぎ）謀（ぼう）用（もち）事（こと）能（あた）はずは、必（かならず）我（われ）に正兵（せいへい）を用（もち）べし。正兵（せいへい）とは、第一（だいに）には士卒（しそつ）をよくねり、第二（だいに）には武（ぶ）具（ぐ）を用（もち）意（い）し、賞（しょう）罰（ばつ）を正（ただ）し、号（ごう）令（れい）を彰（あきらか）にすべし

第四（だいに）奇戦（きせん）とは、敵（かたき）の備所（そなへ）を知（し）て、敵（かたき）の備（そな）へる方（かた）を攻（せめ）、敵（かたき）の思（おも）所（ところ）を謀（はから）らずして、思（おも）はざる方（かた）を謀（はから）べし（十七ウ）

第五（だいに）衆戦（しゆせん）とは、我（われ）兵（へい）多（おほ）く、敵（かたき）兵（へい）少（すくな）くは、險阻（けんそ）の間（ま）にて戦（たたか）べからず。平易（へいぎ）広野（くわうの）の地（ち）に備（そな）へべし

第六（だいに）寡戦（くわせん）とは、敵（かたき）多（おほ）く我（われ）少（すくな）くは、必（かならず）日（ひ）の暮（まつ）を待（まち）て、民（たみ）茂（しげ）みに伏（しか）兵（へい）を置（お）く或（まづ）細道（ほそみち）によつて戦（たたか）時（とき）は必（かならず）勝（かち）べし

第七（だいに）危戦（きせん）とは、難所（なんじよ）にて敵（かたき）に逢（あ）ひ、逃（にげ）がたき時（とき）は、必（かならず）生（い）すべき事（こと）を思（おも）はざれ。謀（はかりごと）を以（もつ）て諸兵（しよへい）を励（はげ）ます

以上（いじやう）七種（なな）に、各（おの）づから七（なな）謀（ぼう）有（あ）り。先（ま）謀（ぼう）後（ご）謀（ぼう）今（こん）謀（ぼう）の大事（だいじ）口伝（くちでん）に在（あ）り。頼朝（よりとも）かゝのごとく心（こころ）得（え）御（ご）坐（ざ）在大將（たいしやう）なれば、義仲（よしのぶ）も平家（へいけ）も終（つひ）に亡（な）されぬる事（こと）、理（ことわり）成（なり）べし（十八才）
実盛（じつせい）最（さい）後（ご）

評曰、凡戦場にて武の討死をなしけるに付て其品多しといへども、あらましを云時五つ有。一には自分の高名を心懼、深入して討死するもの有。二には味方の敗軍に逃おくれ、遁がたくして討死する者有。三には君の近辺に敵あまた押寄、主君の身にかはり、討死する者有。四には味方敗軍の時、一人かへし合せ、末代の名を貪、討死する者有。五には味方の殿をして、敗北する人数を救んが為に、返し合て討死する(十八ウ)者有。殿をして討死する者を第一の功とし主君の命に代て討死するは二とし、名を恥て返し合討死するを三とし、深入して討死するは四とし、逃おくれ討死するは五とすべし。実盛が討死は第三番の討死に当れり。されば此者兼てより此度討死を極めれば、血氣の勇の中にも第一の勇とすべき者也。故に末代の武士、必此実盛が志をもつてむねとし給へ。然は平生に其身を正しくして、礼義を守り、時至つて君の為世のため(十九才)になる時は、命を落花のごとくにするべし。然ば求ずして其名実盛よりも高かるべし。あゝかなしひ哉末世の武士、事なきに眼色をいかり、十面を作て勇色をかざり、其名を求めんと欲する者多し。是皆主恩をしらずして、土民におとれるもの也。謹てよく武の勇を尽し給へ

玄昉

六月一日の日、祭主神祇の権大副大中臣親俊を、殿上の下口へ召れて、今度兵革しづまらば、伊勢大神宮へ行幸有べき由仰くだされける事(十九ウ)

評曰、天下静ならず諸国に兵乱の発事は、皆時の君、聖徳おはしまさざる故也。されば人皇四十五代、聖武天皇の御時、天下に様々の不思議多し。神龜五年 戊辰の年、九月七日に、長二丈斗の

流星出て、四つにわかれて宮中に落。故に改元有て、天平と改給へり。此年六月龜の背に、天王貴平知百年と文字すはりてあがりけり。又天平三年に紀州の海水変じて血のごとくに成事五日有。次のとし四年に、大風吹て、諸社民屋を損じ、多の人を殺す。故に次の(二十才)年ふしぎの靈験によつて、天平五年癸酉としに伊豆国三寫の大明神を建立有。然るに天平十四年に奥羽に赤き雪降事二寸、又洛中に飯をふらす事半時也。是よからぬ事と沙汰する処に、明年肥前国松浦の郡において、太宰少貳藤原広嗣と云者天下をみだらんとす。是によつて天下御祈の為に、聖武天皇始て伊勢大神宮へ行幸なりけり。今の安徳天皇をもつて古を見奉れば、沓に其徳まさり給ひ、かたのごとく天下に仁徳を施(二十ウ)神社仏閣をも造らせ給ひけれども、天下に謀叛を起す者有。然に此時に当て、平氏の一類殿上にむらがり、此度の御願として大神宮へ行幸有べきとは更に心得がたし。此君未今年六歳にならせ給へば、何の御賢慮もわたらせ給はざるに、小人上を計、太神宮へ行幸なさしめ奉るとも、如何ぞ神納受おはしませんや。されば天照太神は、忝も日本六十余州、三千七百五十余社の神祇の中にては、無雙の太神にておはしませば、天下の善を好、天下の悪を(二十一才)憎み給ふ事は、時として怠給ふ事有べからず。されば高官大祿の身とならん人、神道仏道をしらざれば、必世の法みだるゝ事有べし。然ども此道又教師尋常の者に聞時は、却て害を生る事有。故に徳人を求て万事を任給へ。是又君一念の信心によるべし。必奸人佞臣に誑され給事なかれ唐人玄昉と云名を聞て笑て申けるは、玄昉とは還亡と云音有。いか様にも此人帰朝の後、難に逢べき人も相したりければ、果して広

嗣調伏せられたる意根に(二十一ウ)よつて、天平十八年六月十八日に、雷落懸玄昉僧正の首をとり、明るとし六月十八日に、しやれ首に玄昉と云銘を書いて、興福寺へ落ける事

評曰、それ仏法は無量の方便有といへども、人を調伏せよと云事仏説にあらず。大乘方等經に調伏といへる事有といへども、是は悪鬼調伏、煩惱調伏の事をのみ説給へり。是又現世の利欲榮耀の爲に用る事にあらず。たゞ終には三界輪廻の火屈を出離せしめんが爲に、かりの方便を設て、此法を修すれば悪鬼も近づかず煩惱も(二十二才)滅すところ説給ひたれ。其外密宗に、悪魔降伏の法あれども、是も悪魔を降伏して現世の利欲を得せしめんが爲にはあらず。たゞ仏智見の内証に入しめんが爲也。然るに末世に至ては、如来甚深のむねを悟らず、此法を修して世の利欲の爲のみなせり。加之人を調伏する事となせり。それ人の吉凶盛衰は、必道の邪正にあり。善事をつもり仁徳有人を、悪人としていかほどてうぶくすと云とも、却て其調伏する悪人に報て、更に彼善人にむくふ(二十二ウ)べからず。故如何となれば、彼頼をかけて祈所神仏は、元来正直慈悲にてわたらせ給へば、如何して過なき者に罰をあてさせ給ふべきや。それ人間の道にさへ、仁義を存る人は、いかほど親しき者賄をつくして頼といへ共、義にあらざる事をば頼れぬもの也。増ていはんや神と成、仏となり給ふ上は、いかにぞ非道なる事を頼祈と云とも、たのまれ給ふべけんや。縦たのまれ給ふと云とも、非道にしたがふ神仏ならば、いかにぞ通力自在をばなし給ふへけんや。故に調伏の法(二十三才)と云事、必人道に用る道理なし。然に渡唐をなし給ひ、僧正の位に迄至る人の、調伏の法行給事、是神明仏陀の御憤有べき事也。かほ

どに心暗き法師なれば、太宰府の觀世音供養の時にも、衆生濟渡の志はなく、たゞ自心世欲の心ふかきが故に、天の怒によつて、此難には逢給ふもの成べし。如何ぞ悪人広嗣がごとくなる者、雷と成て怨敵をばなさんや。是皆玄昉の心中の邪魔の心を調伏し給はざるによつて、此ころより此天魔生じたる物也。縦又外より(二十三ウ)来る天魔ならば、など玄昉法力をもつて是を降伏せざりけるぞや。是玄昉徳なきが故也。故に玄昉の心より生じたる天魔なる事を了給へ。然といへ共調伏の法を用る道三つ有。一つには心中の魔を調伏する事有。悪心をば善心をもつて調伏し、愚癡をば智慧をもつて調伏し、迷をば悟をもつててうぶくし、煩惱をば菩提を以て調伏すべし。かくのごとくする時は、其身に悪鬼もしやうげをなさず、現世安(二十四才)全後生善所たるべし。二つには兵法に此法を用る事有。是又其敵人の気情によつて用、又は貪愚をつかふ謀による道有。小人を恐て是に略す

木曾山門牒状 山門返牒

評曰、義仲山門の衆徒敵せん事を恐て、牒状をつかはされ、是を傾給事、兵法に叶へり。いかにとなれば、敵地へ働時は、必其道々の利害を察べき事也。其上平家仏法を破りける事を、天下に嘲哂をなす。然るに義仲又山門をほろぼし(二十四ウ)給ひなば、秋の雨降て秋の露をおとすといへども、同じ流の水と成がごとく成べし。然ば後代の謗を慮、智謀をめぐらされける事、道に当れり。されば始をよくする者はあれども、終をよくする者はなき事を知ぬべし。末代と云共かくのごとくに思慮を廻らし、数万の進退をなし給へ。然に又山門の衆徒、年来平家値遇の義をすて、源氏につかんとの返状、更に沙門の本意にあらず。それ天

台伝教大師、一心三觀の妙法を以て、(二十五才) 或自性を開悟せしめ、或瑜伽三密の法雨をそゝいては、愚迷の衆生を済渡し給、偏に大覺世尊のむねを学て、普群生を利益せん事を専とし給ふ。今此山門の大衆、たとひ其法を悟らず、其道を修せずと云とも、正に其身に三衣を著し、口に如来の金經を誦しながら、世の富貴盛衰に付て、年来平氏の値遇をすて、源氏に付んと申事道理なき云事成べし。平家天台を崇敬すといふとも、悪行超過する時は、くみする事(二十五ウ)有べからず。今又源氏より心をかたむけんと云とも、源氏無道なる時は、平氏を背べきにあらず。沙門は仏道を専とするのみ。全源氏に向ても、意根なすべきにあらず。又平家にむかつても意根をなすべきにあらず。只止観大乘の法をもつて、天長地久の旨を祈奉るより外、何をか仏氏の旨となさんや。あへて山門に疑慮有べからずと申てこそ、世尊の本意にかなふべき物なれ。是誠に仏法破滅の時と云べき也

平家山門連署(二十六才)

評曰、飢に向て耕、渴に臨て井をほるが如。如何ぞ其益有べけんや。縦少はくみし救ふ事有と云とも、天下の大事此時に極りぬれば、此山門力を合するによつて、なんぞ天下をしづむる事あらんや。始終平家の滅亡明なる鏡に向がごとし。故に何も愚者のふるまひなれば、此評詳ならず。然ども一向にかやうの事成ともなさざるよりは益成べし。されども終に益なき時は、却て末代の不覺たるべし。さうじて小人のならひ、兼ては安きに居て危を忘、事急にあふに及(二十六ウ)では、平生無音無礼をなしたる人をも、俄に詞をかざりて是を頼、急難に逢ては、俄に神仏を祈、如何ぞ其益有べけんや。愁成事をし出し、末代のあざけり

に成事多し。故に謹て此事を察し給へ

主上都落

平家の人々東国北国に大敵を受なから、敵の去来をも察せず。其上木曾には阿三度の戦に討負、義仲越前の国府迄攻寄たるを知ら、其用意もなかりし事非也。重貞告申さずは、いつ迄かくおはせんや。(二十七才) 此時山門既平家を背、源氏に帰伏す、平家の勢小勢にして、しまりなき京都を守らんと思ふは愚也。小をもつて大に敵する事は、必隘塞山林險阻により、難所をかたどりて軍立する物也。兵法曰、小敵の堅は大敵の擒也と云り

伝曰、合戦終て、佐藤四郎兵衛忠信、九郎義経に問奉りけるは、木曾殿都に攻入給ふ時、平家、敵を敗べき謀候はんや。義経曰、合戦の位、此時平氏の負軍也、されとも謀を廻されば、一往は勝べし、先木曾越前の国府に(二十七ウ)有内に、内々平家検見を出して、追々に敵の去来を窺、軍勢を四方八面にかくし置、小勢を出して暫敵をあいらひ、暮に及で敵を京中に引入ば、定て信濃侍、京都の美麗に目を驚し、家財に心をとられて悉敵のあらん事を忘べし、其ひまを窺て、四方より火の手をあげ、十方より困がごとくにおもはせ、時の声をつくりかけば、木曾軍兵ども途をうしなつて敗北すべしと云り。

伝曰、義仲越前の府におはしましける時、太夫坊覚明、義仲に謂曰、平家三度の戦(二十八才)に負て引退候上は、定て臆病氣付候ひて、寄と云音だに聞候はゞ、敗北子細候まじ、されども小事の前の大事に候敵を謾軽事、軍方には大に禁て候へば、先京都に謀士を入れて、四方より源氏起て都に攻入由を云せ候べし、然ば平氏驚て落行候はんか、若又落すと云とも、四方に手分を定

て口々を守らしめば、是内の兵を分る利有、然らば向て戦所の敵少かるべし、如何御計候らはんやと申ければ、汝に任せらるゝ由仰らるゝによつて覚明是を計故に、京にて(二十八ウ)四方に手分せられけれども諸人の心治ずして、終に敗北有と云り。兵法曰、謀を以て敵を分、其不意に向と云本文に相叶者也。

伝曰、法皇近臣を召て宣下せらるゝ事、源氏攻入なば、平氏我に心をかけ意根を存べし。速に忍落べしと、兼て内議おはしまし落給ふと云り。才道に叶へり。其まゝ御坐在なは危かるべし。然ども是、事急に御賢慮なるが故に、事理不通の害有ぬるもの也。平氏の人々敵の来たるを察せず、法皇の(二十九才)御謀をも知ず。殊主上の御落有時、諸人の騒動あげて評するに足らず。平大納言時忠の下知なかりせば、三種の神器も執失べし。是併宗盛の不覚たるべし。既主上をとり奉り、西海へ落るほどならば、定て王位をかりて権威を求、人を従んと有心得成べし。然ばなご三種の神器を、まづ大切とはなさざりけるぞや。凡天地の間、物必類をもつて集ると云事あれば、平家には愚将集たる事、是誠に滅亡時成べし

維盛都落(二十九ウ)

小松三位ノ中将維盛卿は、生年十歳にならせ給ふ若君と、八歳にならせ給姫者御坐在けり。維盛北方に向て宣けるは、我は日来申せし様に、一門に具せられて、西国の方へ落行也、何国迄も具足しまいらすべけれ共、道にも敵まつなれば、心安通さん事有難、喩我うたれたりとも様なかへ給事努々有へからず、いかならん人にも見もし見えて、あの幼者どもを孚給へと申されける事

評曰、安きに居て危を忘る時は、必時至て愁を免がたし。然

るに維盛此時に成ぬる迄、北方(三十才)君達をいかならん片山里にも、しのばせ給べき誓なき事不覚たるべし。其上天下の勝負、平氏の滅亡に極る事明也。東国北国はなへて源氏にしたがひ、刺討手の軍兵も数ケ度の戦に討亡れ、次に四国九州迄、野心を起し、日々に早馬をもつて告来れば、如何ぞ平家輾運をばひらくべけんや。故に兼而より、平家都を落るほどならば、人々の妻子如何なすべきと、其評定を決すべき事也。維盛も然べからん郎等を付参片山里にしのばせ置て、其身は都に残て、一門の(三十ウ)なれの果、主上の御向後をも見届給ふべき事也。然心得なくして、今此時に至て、よるべなき妻子をも捨をき、我討死したりと聞給ふとも、様なかへさせ給な、如何ならん人にも馴そめ給へと申さるゝ事、誠に北方の御身には、うらめしかりける言の葉成べし。年来の夫に別、子どもに別れなば、いかなる賤きしづのめなりとも、などや又あらたなる夫にはまみゆべけんや。されば唐の里王と云し女は、夫軍に出ける時、互の別(三十一才)をかなしみければ、夫申けるは、我戦に出て二度帰らん事かたし、然ば御身をたつべき便有べからず、必いかならん人にも睦給へと云ければ、里王聞て、からくと笑、貞女は両夫にまみえず、賢人は二君につかへず、今御身君の為に討死有事、是賢人にあらずや、然ば吾其人と契て、いかなぞ貞女ならざらんやと云て、そばなる剣をぬいて、切先をくはへ、うつぶしにふして、終にはかなくなれり。世にはかゝる様さへ有ぬ。然に維盛由なき事を宣耳ならず(三十一ウ)むげに捨置給ふ事、更に人倫の本意にあらず。兼てのあやまり有が故に、此時に至ては償べき便有がたし。一門を和順し、主上に従奉る事なれば、妻子を捨るもくるしから

じ。然ども其心根、誠に君を大事に思ひ奉り、終の大功を心がけて、落給人とは心得難。かほどの智義深きひとならば、兼ての計有べき事也。此時に至て、平家の一門何も途に惑給ふ事、是誠に末代の武士鏡として、人々一度の大事を決し給へ。古人曰、人、遠き慮なき時は、(三十二才)必ちかき憂有べしと云り

聖主臨幸

畠山庄司重能、小山田別当有重、宇津ノ宮左衛門朝綱、去治承より寿永迄召籠られて有けるが、其時既きらるべかりしを、新中納言知盛卿、異見に申されけるは、彼等百人千人が頭をきらせ給ふとも、御運尽させ給ひなば、御代をたもたせ給事有がたし、古郷に候妻子どもが、いか斗歎きかなしみ候はん、只理を曲て下させ給へ、若運命ひらけて、都へ帰りのぼらせ給(三十二ウ)事も候はゞ、有難き御情にてこそ候らはんずれ、と申されければ、大臣殿、更は疾下れとこそ宣ひけれ。此者ども頭をかたふけ、掌を合て、何国迄も御供仕候らはんと申ければ、大臣殿汝等が魄は皆東国にぞ有べきにぬげがら斗西国へ召具すべき様なし、只疾下と仰ける事。

評曰、畠山庄司重能、小山田別当有重、宇津ノ宮左衛門朝綱、三人の者ども、掌を合せ、何国迄も御供せんと申ける処に、大臣殿曰、汝等が魄はみな東国に有らん、ぬげがら斗西国へ召ぐしたればとて、様なしと宣ける事、大将の言(三十三才)語にあらず。縦彼等心中に信実なしと云とも、詞は是実也。故又此方よりも、詞は実を以対すべきもの也。譬今此時に各かやうに申上る事、縦心に偽申と云とも、流石言舌神妙也。汝等三人召具したればとて、天下の勝負それによるべからず、此比久止置、北国一戦の用に立ぬ、其功を賞せざる事、此砌なれば心に任せず、

且は東国に妻子共あれば、一先下つて其様をも尋、又は時にふれ運によつて、其功を励べしと宣ひて、礼義を正しくしてかへさるべき事也。此一言にては、彼等怒をふくむべき(三十三ウ)もの也。知盛の異見、才徳にかなへり。故愚将は敵の謀を知て、外に其心を顯ず。良将は敵の謀をしれども、知ざるがごとくにして、却て其策をもつて敵を落す。兵法曰、能而是に能せざる事を示と云り

忠度都落

薩摩守忠度は、いづくよりかかへられけん、侍五騎童一人、我身ともに混甲七騎とつてかへし、五条三位俊成卿のもとにおはして見給へば、門戸を閉てひらかず。忠度馬より飛で下、みづからたからかに申されけるは、是は三位殿に申べき(三十四才)事有て、忠度が参じて候、縦門をばひらかれずとも、此際迄立寄給へ、申べき事の候と申されければ、俊成卿其人ならば苦しかるまじ、あけて入申せとて、門をあけて対面有けり。薩摩守申されけるは、先年申承てより後は、ゆめ／＼疎略に存せずとは申ながら、此三ヶ年国々の兵乱出来、剩当家の身の上まかり成て候へば、常に参寄事も候らず、君既帝都を落させ給ひ、一門の運命今日はや尽果候、それに付候ては、撰集の御沙汰有べき由承て候しほどに、生涯の面目に、一首成とも御恩(三十四ウ)を蒙らんと存候ひつるに、かゝる世となりその沙汰なく候事、只一身の歎と存候、此後代しづまつて候らばゞ、是に候巻物の内に、さりぬべき歌候らばゞ、一首成とも御恩を蒙て、草の陰にても嬉敷存候らばゞ、遠き御守とこそ成参せ候はんとて、日来読置れたる歌どもの中に、秀歌とおぼしきを百余首、書集られたる巻物をわたされける事

評曰、忠度此時に當て、平生もてあそぶ歌道の本意を遂んとおもはれける事、実にやさしき歌人と謂べし。日来翫し事(三十才)もかゝる時には思ひ忘、途をうしなふべきに、後世の事をおもひ、撰集の連主たらん事をこはれける事、名を貪罪有といへども、凡人の名利とは、今日の名利は同かるべからず。然ども此歌道のごとくに、武門の大事を心にかけて給ひなば、此時に至ても、平家の助と成給ひ、数万の大將を司、源氏を亡給はずと云とも、敵の大軍をなやまし給ふ時は、撰集に入て名歌百首千首よみをかかれたるより、其名高くいみしかるべし。故に武門に生れては、歌道にのみ限らず、一切の芸(三十五ウ)能大功の為に学し給へ

経正都落

評曰、世既みだれ、上下途にまよひ平家の人々都落の時、内裡の御重宝どもとりおとし給ふ処に、此経正年来のよしみを忘給はずして、青山と申ける琵琶を御室へ持参せられける事、流石に是平生もてあひせられて、其道の達人たる事、此時にあらはれたり。然ども武將たるべき人の本意にはあらず。此評竹生寫の句にて審に評せり。故に此に略

一門都落(三十六才)

池大納言頼盛卿の事不義也。縦頼朝内々此人に痛給ふ事有とも、是は頼朝の義道を存ぜらるゝ事にして、全頼盛の義道と成にあらず。且は又頼朝、源氏の大功を立ん策の為に、其縁有に便て、頼盛を懐心深かるべし。然るに頼盛平家を見捨給ふ事、是義有にあらず。或又平家不道にして、与しがたき事を存ぜば、世を捨身をかくすこそ責ての事成べけれ。平家の運尽ぬれば、頼朝にこそたすけられんずれと思ひて、忽に主上を見すて、平家の一門を背て

帰られける事、是大き(三十六ウ)なる恥辱たるべし。縦源氏へ帰して身を立給へばとて、心有者いかなぞ是を善と存て交を深し親む者有べけんや。故徳廉からざる事如此

伝曰、頼朝兼て平氏を計はれけるは、大敵を亡す事戦を専とするは將の僻事なるべし。只誓をもつて責るにしかずと。古へより良將の伝記に載たり。然ば今の平氏、頼朝が為には大敵たり。只謀をもつて敵を分べしとて、内々便の有方によつて謀を廻らされ、傾られけるによつて、池大納言頼盛其策におとされ給ふといへり。(三十七才)是良將の敵をとり、天下を執事、全戦を貪さる事を了給へ。兵法曰、それ兵者至善を兵として地を争事あらずと云り。

越中次郎兵衛盛統、大臣殿の御前へ参、池殿御留候故に、多の侍共留候間矢一つ射懸候らはんと申事、可否定がたし。卒尔たるべきもの歟。但内々より留給ふべき子細を知らば、兼ての計略有べきもの也。此時に當て知時は、是明智に似たれ共更に明智になしがたし。如何となれば、盛統実に明智ならば、今一矢射かけんとは申(三十七ウ)べからず。此時は大臣殿の宣事理に當るものならんなど智謀をもつて生捕にはなさざりけるぞや。是各途に惑たる故成べし

平家の人々御輿を山崎にかきすゑ、男山の方をふしおがみ、南無八幡大菩薩願は君を始奉り我等を今一度故郷へかへし入させ給へと祈らるゝ事、世語曰、せつなき時の神頼成べし、神は元非礼を受給はず、今此没落たがなすわざぞや、如何ぞ神力の及処にあらんや、平中納言教盛卿以下、其外一門の人々、二十余年以来、安きに居て危を忘、(三十八才)天下の大法武門の要義を失、

常に音楽詩歌を事とし給によつて、今没落の時の用所と成て、爰にては歌をよみ、かしこにては詩をすきみ給事、古安きに居して詠ぜられし時の心と、今の憂に逢給ひて詠じ給ふ時の心と、何れも歌道は一樣に面白き事にてぞ有らん。後世の武將、必此に至て道を守、武道の益にあらば、歌をもよみ国を治る便とならば、詩をも作り給へ。もし然らざる時は、必是邪道たるべし。

古人曰、風花雪月を弄ずるは、世を感じ(三十八ウ)民を掠の賊也と云り

肥後守貞能、大臣殿に向て、都の中にて兎も角もならせ給はずして、何地へ落させ給へばとて先にも落人として、よも安くをきまいらせじと申ければ、大臣殿宣ひけるは、貞能はしらずや、木曾大勢にて山門をかたらひ、責寄たり、それによつて女院二位殿にうきめをみせまいらせんよりはとて、落給ふと宣事、愚にして拙し。木曾大勢にて寄る事は、兼ての事なり。此所を逃去ばとて、何れの処にか身を遁る(三十九才)処あらんや。敵を計べき為に落ると宣てこそ、せめての事なるべけれ。女院二位殿の為に落るとは更に心得がたし。誰か是を正言と存べけん乎

貞能身のいとまをこひ、都へ参る事、平家を背心成べし。軍法を小松殿の君達に付奉る事は、身を遁んとの謀成べし。都へ帰て敵に向討死せんと思はざ、兵を引具すべし。纔手勢三十人にて参る事、心中不実也。小松殿の墓を京にて堀おこし、高野山へをくる事は、責ての忠(三十九ウ)也。其身も共に参らずして、源氏へ降志は、勇義なしとすべし。但彼が心中何なる智謀や有なん

福原落

大臣殿、然へき侍、老少百人斗召集て宣けるは、積善の余慶家

につき、積悪の余殃身に及が故に、神明にもはなれたれ君にもすてられまいらせて、帝都を出て旅宿にたゞようと申さるゝこと、愚也。可様に宣はざ、人弼氣を屈して思ひ付べからず。尤大臣殿の申さるゝ事は誠也。されどもか(四十才)様の時には偽謀をもつて、衆人をつかひ、終には仁義の衰疲を助る事、良將の本意たり。故に此時には智謀を専として、諸兵を励時也。動ば仏法の言を引、無常の言説を仮て、終に武將の言説を知給はず。されば人として其道悪成なんとは、武士の公家じみたと、法師の在家なれたると、女の男なれたると、童の老婆馴したると、上臈の下郎馴たると、猫の目つぶれたるとは、聊無益の者と見えたり。伝曰、木曾義仲、既京都に攻入の由きこえ(四十ウ)ければ、頼朝、時刻の宜しきを察し給ひて、義仲を攻らるべき評議有。是に依諸將を集給ひて、行烈備の身分を定らるゝ条々

第一制法 第二武者分 第三行列

第四諸役人 第五粮料

第一制法

一 帰服の敵はあるにおいては、憐愍を加へ無礼致すべからざる事

一 小忠と云とも上下によらず、日記にしるし、褒美有べき事(四十一才)

一 罰は大將と云とも免べからず。况其下に於乎

一 合戦手始の事兼約違背せしむべからざる事

一 大將の下知を背、拔懸停止之事

一 大將之下知背べからず付組下の諸士何も同意之事

一 泊々民屋追捕せしむる者は有においては、上下に寄らず誅殺たる

べき事

一敵進退せしむるを知らながら、隱密せしめ、私の欲に功を貪者速誅罰たるべき事

右之外制禁、時の宜きによつて範頼義経に任せらるる者也（四十一ウ）

第二武者分

一源氏の重宝として古き具足一両、大將軍のさき所持

一大手の大將軍、蒲御曹司範頼

一搦手之大將軍、九郎御曹司義経

右相伴 処の諸士、其家名多故略する者也。

第三行列 物見之大將

武田太郎信義 小山四郎朝政

三浦助義澄 長野三郎重清

右之四人番々に替て、敵の去来察、後陣導べき事。其外合

戦の次第、前後両大將、時之（四十二オ）宜にまかする者也。

二ヶ条させる事なし。故略

或人問曰、ふるき武具などの用にたゞざるを秘蔵して用る事、愚

人は尤なれ共、古良將などにも是を秘蔵せられたる人々多し。

是いかなる益有や

答是必其武具は、よく用る人によつて秘蔵有。其甲を着すれば、

向敵必降り、其鎧には矢石も通らず。其弓箭にて一度放ば、千の

矢さきとなり、敵の上に雨霰とふりかゝる。其鋒其刃をぬけば、

向所の敵軍破るる者也。是必天下の重宝たり。（四十二ウ）故に是

を秘蔵す。是愚者の悟らざる事理也。今我返答によつて是を信ぜ

よ。みだりに用る事なかれ。是兵徳の秘伝也。故に兵道に十二ヶ

の秘妙伝受有妄に口説する事なかれと云り

平家物語評判秘伝鈔卷第七之下終（四十三終オ）

注

「二」底本では、以下四丁にわたり、卷第十二之上の十二丁から十五丁が混入している。綴じ直しをされた痕跡はないので、製本当初からの乱丁と思われる。なお、本来ここにあるべき卷第七之上の十二丁から十五丁が、他の巻に混入しているのは確認できない。翻刻は、参照本（凡例7）によつた。

付記

本研究は、JSPS 科研費 23K00301 の助成を受けたものである。主たる翻刻部分については、中世自主ゼミによる輪読の成果に基づき、小井土の責任の下に取りまとめたものである。

（受付日：二〇二五年二月七日、受理日：二〇二五年三月四日）

小井土 守敏 (こいど もりとし)

現職…大妻女子大学文学部日本文学科教授



筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科単位取得退学。筑波大学
文部科学技官、昭和学院短期大学を経て、大妻女子大学に勤務した。
専門は中世軍記文学。『曾我物語』を中心に『保元物語』『平治物語』
『平家物語』について研究を行なっている。

主な著書…『曾我物語 流布本』（武蔵野書院）、『流布本 保元物語 平治
物語』（共著、武蔵野書院）、『大妻文庫 曾我物語』上中下（共著、新
典社）、『二松學舎大学附属図書館蔵奈良絵本 保元物語 平治物語』（新
典社）、『長門本平家物語』一〜四（共著、勉誠出版）他

A Reprint of “*Heike-monogatari hyoban hiden shou*” (7)

Moritoshi KOIDO¹, Sakura KAKEI², and Takeru SHIMAMURA²

¹ Department of Japanese Language and Literature, Faculty of Humanities,
Otsuma Women’s University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8357 Japan

² Graduate School of Literature, Doctoral Program (First Stage) Course in Japanese Literature,
Nishogakusha University

6-16 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-8336 Japan

Key words : Heike Monogatari, Note, Reprint